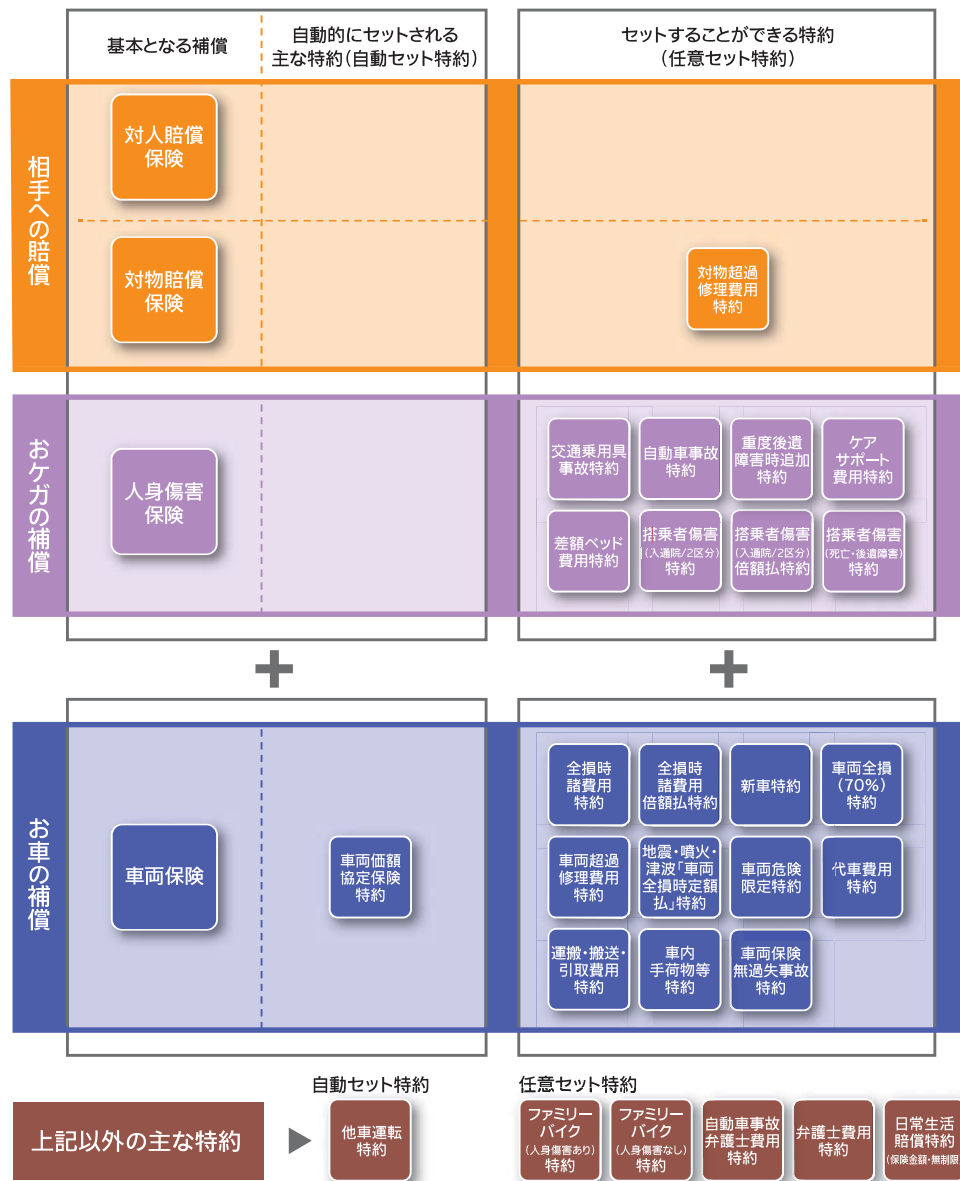


1 契約締結前におけるご確認事項

(1)商品の仕組み 契約概要

この「重要事項のご説明」では、クルマの保険・家庭用(家庭用自動車総合保険)について説明しています。
基本となる補償、自動的にセットされる特約(自動セット特約)、セットすることができる特約(任意セット特約)は次のとおりです。



(2)基本となる補償および補償される運転者の範囲等

①基本となる補償 契約概要 注意喚起情報

基本となる補償は、次のとおり構成されています。また、**保険金**をお支払いする主な場合および
保険金をお支払いしない主な場合は次のとおりです。詳しくは**普通保険約款・特約**をご参照ください。

基本となる 補償	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
相手への賠償	対人賠償保険 ご契約のお車を運転中等の事故により他人の生命または身体を害し、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害者1名につきそれぞれ 保険金額 を限度に対人賠償保険金をお支払いします。 なお、自賠責保険等により支払われるべき金額を超える部分に限りです。	●ご契約のお車を運転中の方の同居の父母またはお子さま等の生命または身体が害されたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 等
	対物賠償保険 ご契約のお車を運転中等の事故により他人の財物に損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、原則として保険金額を限度に対物賠償保険金をお支払いします。 対物賠償保険の保険金額制限	●ご契約のお車を運転中の方の同居の父母またはお子さま等の所有・使用または管理する財物が損害を受けたことにより、被保険者が損害賠償責任を負うことによって生じた損害 等 ●地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ●ご契約のお車を競技・曲技のため等に使用すること、または、これらを行うことを目的とする場所において使用することによって生じた損害
おケガの補償	人身傷害保険 ご契約のお車に搭乗中等の事故によりケガをして、死亡した場合、後遺障害が生じた場合、入院または通院した場合に、損害について、 被保険者 1名につきそれぞれ原則として保険金額を限度に人身傷害保険金をお支払いします。 人身傷害保険における無保険車事故に関する特則	●被保険者の故意または重大な過失によってその本人に生じたケガによる損害 ●無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に生じたケガによる損害 等
お車の補償	車両保険 衝突、接触等の事故によりご契約のお車に損害が生じた場合に、損害額(修理費等)から免責金額を差し引いた額について、保険金額を限度に車両保険金をお支払いします(全損の場合は免責金額を差し引かずにお支払いします。)。	●保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって生じた損害 ●欠陥・摩滅・腐し・くさびその他自然消耗、故障損害 ●取り外された部分品・付属品に生じた損害、定着されていない付属品の単独損害、タイヤの単独損害、法令により禁止されている改造を行った部分品・付属品に生じた損害 ●無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合に生じた損害 等

※上記の保険金以外に、事故によって発生する費用のうち保険金としてお支払いするものがあります。また、被保険者を基本となる補償ごとに定めています。

②免責金額 注意喚起情報

対物賠償保険および車両保険には、免責金額(自己負担額)があります。車両保険の免責金額の設定方式には以下の2種類があり、いずれかの方式をお選びいただきます。
1. 定額方式(2回目以降の事故に適用される免責金額が1回目の事故に適用される免責金額と同額である方式)

2. 増額方式(2回目以降の事故に適用される免責金額が1回目の事故に適用される免責金額より高い金額となる方式)
ご契約に定められた免責金額については、保険申込書・継続確認書の免責金額欄でご確認ください。

保険期間が1年超のご契約における車両保険の自己負担額の取扱いは

の項目については、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

[水色の文字]の用語については、P1 用語のご説明 をご参照ください。

1 契約締結前におけるご確認事項

③主な特約の概要 契約概要

特約には、次の2種類があります。

1. ご契約時のお申出にかかわらず、保険種類やご契約条件に応じて自動的にセットされる特約(自動セット特約)

2. ご契約時にお申出があり、当社が引き受ける場合にセットされる特約(任意セット特約)

特約のセット条件は、それぞれ特約に定められた「特約の付帯条件(第1条)」をご参照ください。

●地震・噴火・津波「車両全損時定額払」特約(任意セット特約)

地震・噴火またはこれらによる津波によりご契約のお車が全損^(注)となった場合に、50万円を地震等保険金としてお支払いします。ただし、車両保険金額が50万円未満の場合は車両保険金額を地震等保険金としてお支払いします。

(注) 全損とは、車両保険や全損時諸費用特約等における全損とは異なり、この特約に定める条件に該当する場合は、車両危険限定特約(任意セット特約)をいいます。

●車両危険限定特約(任意セット特約)

車両危険限定特約がセットされる場合、車両保険のお支払対象となる事故の範囲が限定されます。

○: お支払いします ×: お支払いしません

事故例 ご契約タイプ	車対車の 衝突・接触	火災・爆発	盗難	台風・ 洪水・高潮	落書・ いたずら・ 窓ガラス破損	物の 飛来・落下	自転車との 衝突・接触	電柱・ ガードレール 等に衝突	あて逃げ	墜落・転覆
一般車両	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
車両危険限定特約を セットする場合	○ ^(注)	○	○	○	○	○	×	×	×	×

(注) 相手自動車特定できる場合に限り、ただし、「ご契約のお車の所有者」が所有する別のお車との衝突・接触事故によって生じた損害については、車両保険金をお支払いしません。

④保険金額の設定 契約概要

保険金額は、補償の種類ごとに決めるものと、あらかじめ決まっているものがあります。お客さまが実際に契約する保険金額については、保険申込書・継続確認書の保険金額欄、普通保険約款・特約等でご確認ください。

⑤補償される運転者の範囲 契約概要

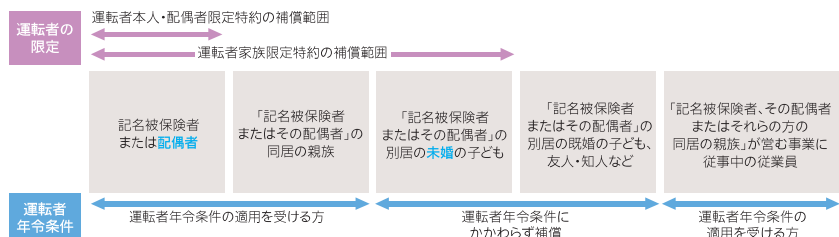
補償される運転者の範囲(運転者の限定、運転者年令条件)は次のとおりです。

●運転者本人・配偶者限定特約または運転者家族限定特約をセットし、運転する方を限定した場合は限定した方がお車を

運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

●運転者年令条件(年令を問わず補償、21才以上補償、26才以上補償、35才以上補償)を設定した場合は、運転者年令条件を満たす方がお車を運転中の事故に限り、保険金をお支払いします。

【記名被保険者が個人の場合】



※記名被保険者が法人の場合は、運転者年令条件が、運転する最も若い方の年令にあわせて設定されているかご確認ください。

⑥保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

保険期間は1年間です。また、1年超の長期契約や1年未満の短期契約もご契約可能です。補償は始期日の午後4時(保険申込書にこれと異なる時刻が記載されている場合にはその時刻)に開始し、満期日の午後4時に終わります。

(3)保険料の決定の仕組みと払込方法等

①保険料の決定の仕組み 契約概要

保険料は、お客さま(運転者)の事故発生状況による要素等、以下のような要素から決定されます。

等級別料率制度	●1～20等級の区分によって保険料が割引・割増される制度です。この制度では、保険金をお支払いする事故の有無、事故内容、事故件数等により、継続契約の等級および事故有係数適用期間が決定されます。 ●初めて契約する場合は6等級(S)になります。	等級別料率制度における割増率の適用方法、事故の取扱い
セカンドカー割引(複数所有新規)	次の条件をすべて満たしているときは、7等級(S)となり、 1. すでに自動車保険(他の保険会社または共済との <セカンドカー割引(複数所有新規)の適用条件> すでに契約している自動車保険(1台目のご契約) 初めて契約する自動車保険(2台目以降のご契約) [等級] 11等級以上であること。 [用途車種] 1台目のご契約および2台目以降のご契約のお車の用途車種が、いずれも「 家用車 」または「 自家用二輪自動車 」であること。 ご契約を含みます)を契約し、2台目以降のお車について初めての契約であること 2. 以下の表中の条件を満たしていること [記名被保険者] 次の①～③のいずれかに該当し、かつ個人であること。 ① 1台目のご契約の記名被保険者 ② ①の配偶者 ③ 「①または②」の同居の親族 [ご契約のお車の所有者] 次の①～④のいずれかに該当し、かつ個人であること。 ① 1台目のご契約のお車の所有者 ② 1台目のご契約の記名被保険者 ③ ②の配偶者 ④ 「②または③」の同居の親族	
記名被保険者年令別料率区分	次の条件をすべて満たす場合は、始期日の記名被保険者の年令に応じた記名被保険者年令別料率区分の保険料が適用されます。 1. 記名被保険者が個人であること 2. 運転者年令条件特約をセットしていること 3. 運転者年令条件を「26才以上補償」または「35才以上補償」で契約していること	記名被保険者年令別料率区分
型式別料率クラス制度	自家用(普通・小型)乗用車の保険料について、お車の型式ごとの事故発生状況等に基づき決定された料率クラスを適用する仕組みです。料率クラスは、1～9クラスの9段階(注)で、補償の種類(対人賠償・自損傷害・対物賠償・人身傷害・搭乗者傷害・車両)ごとに決定されます。毎年1月1日に、「型式別料率クラスの見直し」を行います。 (注) 数値が大きいくほど保険料が高くなります。	
保険料の割引・割増制度	ご契約条件によって、割引・割増等が適用されます。 [区分] [安全運転] [お車の経過年数] [お車の装備・装置等] [お車の所有台数] [その他] [割引・割増等の名称] [ゴールド免許割引] [長期優良割引] [新車割引] [福祉車両割引 ^(注1)] [イモビライザー割引 ^(注2)] [ノンフリート多数割引] [公有割引 ^(注3)] [準公有割引 ^(注4)] (注1) ご契約のお車が所定の基準を満たす福祉車両(補助装置が装備された福祉目的車両)の場合。 (注2) イモビライザー(メーカー標準装備またはメーカーオプション装備の純正イモビライザーに限り)が装着されている場合。 (注3) ご契約のお車が国または地方公共団体(都道府県、市町村、特別区)が所有かつ使用する自動車の場合。 (注4) ご契約のお車が所定の条件を満たす準公有団体が所有かつ使用する自動車の場合。	割引・割増が適用される場合

②保険料の払込方法 契約概要

契約の保険料は、キャッシュレスで払い込むことができます(現金により払い込むことも可能です)。

ただし、契約内容によりご選択いただけない払込方法があります。

○: 選択できます ×: 選択できません

主な払込方法	分割払		一時払
	月払	年払	
口座振替、クレジットカード払(登録方式)	○	○	○
払込票払、請求書払	×	×	○

【ご契約時に保険料を払い込む方法の場合】 保険期間が始まった後でも、始期日から取扱代理店または当社が保険料を領収するまでの間に生じた事故に対しては、保険金をお支払いしません。

その他の保険料払込方法(団体扱・集団扱)

③保険料の払込猶予期間等の取扱い 注意喚起情報

保険料払込方法が口座振替、クレジットカード払(登録方式)、払込票払、請求書払の場合は、保険料払込期日までに保険料を払い込んでください。保険料払込期日の翌末日までに保険

料の払込みがない場合、事故が発生しても、保険金をお支払いできません。
また、ご契約を解除する場合があります。

2 契約締結時におけるご注意事項

(1)告知義務 注意喚起情報 (保険申込書・継続確認書の記載上の注意事項)

保険契約者、記名被保険者および車両保険の被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。

告知事項とは、危険に関する重要な事項として当社が告知を求め

るもので、保険申込書・継続確認書に記載された内容のうち、※印がついている項目のことです。この項目が、事実と違っている場合、または事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書・継続確認書の記載内容を必ずご確認ください。

【主な告知事項】

記名被保険者	記名被保険者は、対人・対物賠償保険や人身傷害保険の被保険者の範囲等を定めるための重要な事項です。 ご契約のお車を主に使用される方 ^(注1) 1名を選んで、保険申込書・継続確認書にご記載ください。 ^(注2) (注1)「主に使用される方」とは、ご契約のお車を事実上自分の所有物とし、自由に支配・使用している方をいいます。 (注2)主に法人で使用されるお車の場合は、使用される法人を記名被保険者としてください。								
記名被保険者の運転免許証の色	始期日において有効な、記名被保険者の運転免許証の色(ゴールド、ブルーまたはグリーン等)をご確認いただき、保険申込書・継続確認書にご記載ください。記名被保険者が個人で、ゴールド免許の場合、保険料が割引になります。								
お車の使用目的	ご契約のお車の使用実態に従って、「業務使用」「通勤・通学使用」「日常・レジャー使用」の3つの区分のうち該当する使用目的を保険申込書・継続確認書にご記載ください。なお、記名被保険者が法人である場合には、「業務使用」「通勤・通学使用」のいずれかをご記載ください。 <table><tr><th>使用目的</th><th>基準</th></tr><tr><td>業務使用</td><td>ご契約のお車を年間を通じて^(注1)月15日以上業務(仕事)に使用する場合</td></tr><tr><td>通勤・通学使用</td><td>「業務使用」に該当せず、運転する方がご契約のお車を年間を通じて^(注1)月15日以上、自らの通勤・通学^(注2)に使用する場合</td></tr><tr><td>日常・レジャー使用</td><td>「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合</td></tr></table> (注1)「年間を通じて」とは、始期日時点(保険期間の途中で使用目的が変更になった場合はその時点)以降1年間をいいます。 (注2)「通勤・通学」には、通勤先、通学先およびこれらへの経由地(自宅の最寄り駅等)への送迎を含みません。	使用目的	基準	業務使用	ご契約のお車を年間を通じて ^(注1) 月15日以上業務(仕事)に使用する場合	通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、運転する方がご契約のお車を年間を通じて ^(注1) 月15日以上、自らの通勤・通学 ^(注2) に使用する場合	日常・レジャー使用	「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合
使用目的	基準								
業務使用	ご契約のお車を年間を通じて ^(注1) 月15日以上業務(仕事)に使用する場合								
通勤・通学使用	「業務使用」に該当せず、運転する方がご契約のお車を年間を通じて ^(注1) 月15日以上、自らの通勤・通学 ^(注2) に使用する場合								
日常・レジャー使用	「業務使用」および「通勤・通学使用」のいずれにも該当しない場合								

(2)クーリングオフ 注意喚起情報

●保険期間が1年を超えるご契約については、契約の申込み後であっても、申込みの撤回または契約の解除(以下、「クーリングオフ」といいます。)を行うことができます。クーリングオフは、右図のような書面で申し出てください。お申出いただける期間は、ご契約のお申込日または本書面の受領日のいずれか遅い日からその日を含めて8日以内です。この期間内に、当社「お客さまデスククーリングオフ係」あて、必ず郵送してください(8日以内の消印有効)。以下のご契約は、クーリングオフができませんので、ご注意ください。

●保険期間が1年以下の契約	●営業または事業のための契約
●法人または社団・財団等が締結された契約	●質権が設定された契約
●第三者の担保に供されている契約	●通信販売特約に基づき申し込まれた契約

●クーリングオフの場合には、既にお払込みいただいた保険料はお返しいたします。また当社および取扱代理店・仲立人はクーリングオフによる損害賠償または違約金を一切請求いたしません。ただし、クーリングオフ対象期間における保険金の支払責任を保険会社が生ずることから、始期日(始期日以降に保険料が払い込まれたときは、当社が保険料を受領した日)から解除日までの期間に相当する保険料を日割にて払い込んでいただくことがあります。

＜ハガキの記載内容＞

表面〔宛先〕	裏面〔記載事項〕
 東京都●●区●●●●●● ●●●●●●保険株式会社 お客さまデスク クーリングオフ 係	①保険契約の申込みを撤回または契約を解除する旨のお申出 ②保険契約者住所 ③保険契約者署名 ④電話番号 ⑤契約申込日 ⑥申し込まれた保険の種類 ⑦証券番号(保険申込書控・継続確認書控の右上に記載)または領収証番号 ⑧取扱代理店名・仲立人名

3 契約締結後におけるご注意事項

(1)通知義務等 注意喚起情報

【主な通知事項】

ご契約後、次の事実が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または当社にご通知ください。
ご通知がない場合、契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。

- ①ご契約のお車の用途車種または登録番号(車両番号、標識番号)を変更したとき。^(注)
- ②ご契約のお車の使用目的を変更したとき。
(注)ご契約のお車の用途車種を自家用8車種以外に変更したときは、ご契約を解約し、新たにご契約いただきます。ただし、補償内容が異なる場合があります。

 遅滞なくご通知いただくその他の事項

また、ご契約後、次の事実が発生する場合には、契約内容の変更等が必要となります。
直ちに取扱代理店または当社にご通知ください。

- ①保険証券・保険契約継続証記載の住所を変更するとき。
- ②ご契約のお車を譲渡するとき。
- ③お車の買替え等により、ご契約のお車を入替するとき。
- ④記名被保険者を変更するとき。
- ⑤運転者の範囲(運転者の限定、運転者年令条件)を変更するとき。
- ⑥ご契約のお車の改造、高額な付属品(カーナビゲーション等)の装着または取外し等により、ご契約のお車の車両価額が著しく増加または減少するとき。
- ⑦上記のほか、特約の追加等契約条件を変更するとき。

(2)継続手続特約について 契約概要

●口座振替等のキャッシュレスでご契約頂く場合、継続手続特約がセットできます。この特約をセットすることにより、満期時に継続手続を忘れ、補償がなくなることを防げます。
次の条件の両方を満たす場合は、継続前の契約内容に準じた条件で自動的に継続し、保険料の口座振替等を行います。(注2)
1. 満期日までに当社からこの特約を適用しない旨の連絡(注1)がない場合
2. お客さまから継続する・しないについてお申出がない場合またはお客さまと連絡が取れない場合等

(注1)過去の事故の発生状況によりご契約条件の見直しが必要な場合や、2年連続してお客さまと連絡が取れない場合は、あらかじめ当社から特約を適用しない旨をご連絡します。この場合は、自動的に継続しません。
(注2)所定の期日までに保険料が払い込まなかった場合は、自動的に継続しません。
●継続を希望されない場合は、あらかじめ取扱代理店または当社にご連絡ください。

(3)解約返れい金 契約概要 注意喚起情報

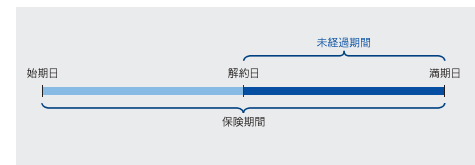
ご契約を解約する場合は、取扱代理店または当社に速やかにお申出ください。
●ご契約の解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を、解約返れい金として返還します。
●解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし解約返れい金は、原則として未経過期間分よりも少なくなります。
●始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料をご請求する場合があります。

(4)ご契約の中断制度 注意喚起情報

継続して契約しない場合または解約した場合、その契約の等級は、次契約に継承されません。次のような場合で、所定の条件を満たすときは、中断日(ご契約の満期日または解約日)の翌日から13か月以内に中断証明書の発行をお申出いただくことにより、等級を継続

 の項目については、「ご契約のしおり(約款)」をご参照ください。

ます。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。ご契約が解除された場合には、原則としてご契約の等級を継承できません。



することができます。
●保険期間の途中でご契約のお車を手ばなした場合
●記名被保険者の海外渡航などによりご契約を一時的に中断した場合
 中断証明書の発行条件、中断後の新たなご契約の主な条件

[水色の文字]の用語については、P④ 用語のご説明 をご参照ください。